第4回定例会 令和3年12月10日 一般質問 別府建一

皆さま、こんにちは。日本維新の会の別府建一でございます。第4回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、3日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。

1つ目は、「内部統制について」お伺い致します。

2020年4月より47都道府県と20政令市は、地方自治法に依拠した内部統制の整備・運用を開始しました。政令市以外の市町村は、努力義務団体として位置付けられました。

地方自治体における内部統制とは、「地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。」です。

そこで本市の内部統制の進め方についてお伺い致します。

#### 質問.01

内部統制推進部署は、どこになりましたか。

また、2月の代表質問において「内部統制に関する方針等の公表は、令和3年度中に行う。」と答弁されていましたが、具体的にいつ、どのような形で行われますか。現状検討されている進捗状況をお聞かせ下さい。

2つ目は、「動物愛護について」お伺い致します。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき要綱を改正され、11月に動物愛護推進員を募集されました。

そこでお伺い致します。

# <u>質問.02</u>

<u>今回、推進員募集に関して何名の方が応募され、何名の方が選定されましたか。また、前回と違い面接審査もされていますが、前回と違う選定基準を教えて下さい。</u>

3つ目は、「老朽危険空き家について」お伺い致します。

#### 質問.03

令和2年度事務事業シートに記載されている「危険度の高い空家」の定義を教えて下さい。固定資産税 軽減措置除外を行うまでの過程、また措置除外を行う事による空家所有者にどの様な効果が有り空家減 少に繋がるとお考えでしょうか?

4つ目は、「尼崎市住まいと暮らしのための計画について」お伺い致します。

先日、都市計画審議会において農業公園隣接の田能3丁目の農地約4,100㎡の農地が生産緑地地 区から外す事が認められました。

所有者は、相続税納付の為、やむ無く売却されるとお伺いしています。また、跡地活用は、戸建開発や老 人福祉施設の新築やを検討されていると伺いました。

パブリックコメントでは、「緑地を残して欲しい」、「維持して欲しい」、とご意見が有りました。「尼崎市住まいと暮らしのための計画について」では、多様な住宅地の中で住農混在地を「自然が身近に感じられる

環境」と位置付けられています。

## 質問.04

# 欠番

本当に住農混在地を守りたいなら、地区計画や建築協定等を策定いただく事が必要になりますがあくまで地元住民からの声が挙がらないと策定出来ません。

そこでお伺い致します。

## 質問.21

<u>それでは、住農混在地での「自然が身近に感じられる環境」を地域住民等によって守り育てる事につい</u>て本市として出来る事はどのような事が有るのでしょうか。

<u>また、その環境を失う事がない様する為に「尼崎市住まいと暮らしのための計画」の取組みや農業施策は、</u> どのようにお考えでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

以上、第1登壇の質問を終わります。第2登壇は、一問一答にて行います。

ご答弁いただき誠に有難うございます。 では、引き続き1つ目の「内部統制について」お伺い致します。

# 質問.05

今回、尼崎版内部統制制度を作る目的を教えて下さい。

# 質問.06

本市での業務の可視化を進める為、本年のRPAやAIの活用は、どの部署でどの様に活用されていますか。また、次年度以降も今行っている部署以外で展開されますか。

#### 質問.07

<u>監査委員からご指摘の有った「施策評価、事務事業シートのブラッシュアップ」・「施策評価等における3E</u> 視点(有効性・効率性・経済性)の欠如」は、どの様に改善を行っていくお考えでしょうか。

# 質問.08

<u>同じく監査委員からご指摘の有った「前例踏襲・不作為・指示待ち等の悪しき組織風土」・「組織間等のコミュニケーション不足による連携機能不全」については、今後どの様に改善を行っていくお考えでしょう</u>か。

## 質問.09

欠番

### 質問.10

<u>監査委員からのご指摘で、当局の認識は、「出来るだけ職員の作業の負担感に繋がらない実質的な効果を得るものでなければならない、また、自治法上の内部統制をどのような形で進めて行くのがいいのか、を協議していた。実際に実施するに当たって難しい。」と答弁されていますが、これらの問題点は、解決しましたか。</u>

#### 質問.11

内部統制の本市の明確な手法、取り組み方についての「見える化」は、どの様に行われますか。

「内部統制について」は、を要望致します。

次に「動物愛護について」お伺い致します。

10月に行われた動物愛護管理推進協議会で動物愛護基金活用(案)令和4年度予算案審議の際、協議会委員よりご指摘の有った消耗品の薬資材購入費や犬糞害防止啓発用看板購入費等の残数把握が行われていません。

そこでお伺い致します。

# 質問.12

<u>消耗品残数を把握して在庫管理を行い、次年度予算で不足分費用を要求するべきと思います。在庫管</u>理の実行、報告が出来ない理由と今後の対応のご見解をお聞かせ下さい。

## 協議会委員の社協代表の方が、

「地域で神社等にも捨て猫を置くのですよ。多いときなんか7匹ぐらい入ってあって、小さな生まれたてを。 それをまた餌やりに来るからね。ほんで神社の世話をしたり、いろいろしてるんで、ここへ持ってきたやつ も、何回かはもう既にやってますけど、愛護センターのほうへ処理してもらうと、もうこういう形でやってる んですけど。」

とのご意見が有りました。

しかしながら、市民が愛護センターに猫の引き取りの依頼をした場合、断られるケースが非常に多いと 伺っています。

その引き取りされなかった猫がボランティアのところへ多数の引き取り依頼がきています。

そこでお伺い致します。

#### 質問.13

協議会委員がおっしゃったように、すんなりと引き取る場合と引き取らない場合が明らかに有るようですが、この取扱いの違いの理由を教えて下さい。

<u>また、引き取りの相談が有った際に、「殺処分前提であり、それに了承すること」を求めておられています。</u> センターでの引き取りは、今でも殺処分を行う為でしょうか。

対応する職員により市民への対応が違うという事はあるようにも見えます。

そこでお伺い致します。

#### 質問.14

<u>きちんと、このような場合は引き取る、引き取らないというルールを愛護センター内で作られていますか。</u> そのルールが有れば教えてください。

無ければ、引き取りの相談に対し、何に基づいて引き取る、引き取らないを判断をされているのか、ご見解をお聞かせ下さい。

#### 質問.15

動物愛護基金活用費は、毎年度増加していますが、その事業を行う事による「成果の見える化」が出来ていません。

<u>動物愛護基金の使途は、ホームページに掲載されていますが併せて成果も報告すべきと思いますが、ご</u> 見解をお聞かせ下さい。

私は、行政として地域猫活動をこのままの状態で続けていても「動物愛護基金の垂れ流しになる」ような感じがします。

そうならない為にも

- ・野良猫の調査を行い把握する。
- ・それらの野良猫に不妊去勢手術を施す。
- ・餌やりやトイレの設置のルール化を行い管理する。
- ・必要に応じて地域猫を病院に連れて行き診療を受ける。

と言う指導啓発を行うべきと思います。

そこでお伺い致します。

## 質問.16

<u>野良猫の調査とその情報公開を町丁目別に行い、着実に地域猫の減少に繋げるべきと思いますが、ご見</u>解をお聞かせ下さい。

「動物愛護について」は、 を要望致します。 次に「老朽危険空き家について」お伺い致します。

以前、「最終的に行政に処分してもらえるという誤った認識が広まれば、所有者が空き家を安易に放置する「モラルハザード(倫理観の欠如)」を招きかねないと危惧する。」とご答弁いただきました。

接道要件を満たしていない土地には、重機が入らない為、取り壊し費用が高くなる、また、建物を取り壊せば、固定資産税の課税標準額を住宅用地は6分の1にする特例が使えなくなり税額が跳ね上がります。 タダでも良いから手放したいが手放したくても買い手がいないと言う現実が有ります。

固定資産税評価額においては、近傍地の接道している評価額を当てはめて算出されていると思われます。

そこでお伺い致します。

#### 質問.17

<u>未接道の流動性が乏しい物件の固定資産税の課税については、所有者負担が実際の資産に伴うよう</u>な評価替えを行う事はお考えでは無いでしょうか。

接道要件を満たしていない土地上に有る空家等について、特例許可を受けるために要する通路協定書の作成経費の補助も行われていますが、所有者全員の同意が必要となり一個人で同意を得るのは中々困難です。

そこでお伺い致します。

#### 質問.18

本市は、最終的に未接道の流動性が乏しい物件をどの様な方向に導いて行きたいのか、ご見解をお聞かせください。

#### 質問.19

では、老朽空家を早期解体する事で土地の固定資産税を3年間軽減措置を適用するという対策は、お考えではないでしょうか。

先日、本市は、解体見積りが一括で出来る企業と提携されました。

そこでお伺い致します。

#### 質問.20

<u>解体見積りを自主的に行わせる事の目的とこのシステムを導入されたなら解体補助金については、現在、年2回募集しているものを件数を増やし通年で受付を行うべきと考えますがご見解をお聞かせ下さい。</u>

「老朽危険空家について」は、 要望致します。 「尼崎市住まいと暮らしのための計画について」は、 要望致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴ありがとうございました。